

第8回犯罪被害者等基本計画検討会における検討課題について

加害者の厳罰化等

- ・ 事件後の加害者の資産を凍結すべき。
- ・ 判決ないしそれに類する書類が10年で時効になる現状を、賠償完遂時まで有効としてほしい。また、賠償を怠る加害者について、居住地・勤務地・資産状況等の情報が、被害者側の判決ないしそれに類する書類の提示によって得られるようにしてほしい。
- ・ 民事の判決・和解の不履行に対する罰則を設けるべき。

(回答)

- ・ いずれも制度論であり、裁判所としては、コメントすべき立場にないものと思料。
- ・ ただし、指摘されている点についての現行法の下での状況は、以下のとおりと理解。

- ・ 一つ目の・について

現状においても、被害者は、民事保全法により不法行為に基づく損害賠償請求権を被保全権利とする仮差押命令を申し立てることにより、将来の損害賠償請求権の実現を保全することが可能である。もっとも、保全の必要性等は、個々の事案ごとに異なるものであり、その有無等の判断は、個々の裁判官の判断に委ねられている。

- ・ 二つ目の・について

現状においても、被害者は、判決後、消滅時効期間である10年間のうちに強制執行をすることにより時効を中断させることが可能である。また、確定判決を得た不法行為に基づく損害賠償請求権について、時効中断の必要がある場合には、更に訴えを提起して時効を中断させることも可能である。

また、加害者の資産状況については、民事執行法により、一定の場合、勝訴判決等を有する者は、債務者の財産状況の開示を求める申立てをすることが可能となっている。ちなみに、当該財産開示の制度については、平成16年4月から12月までの間に、717件(概数)の申立てがされた。

- ・ 三つ目の・について

現状においても、例えば、加害者の不履行を条件として、加害者が被害者に対し、損害賠償に加え、遅延損害金その他の一定の金額の支払等をする旨の約束を、和解の内容に盛り込むことにより、履行確保を図るということも可能である。

1 「Ⅴ 重点課題に係る具体的施策 第1 損害回復・経済的支援等への取組 1. 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）の〔現状認識〕」（4頁）についての意見

「そして、そのような困難を乗り越えて訴訟で勝訴判決を受けても、加害者に賠償能力が欠如していたり、賠償を殊更拒まれて執行に困難を来すなど、損害回復の目的を果たせないことがむしろ通例であって、」という箇所の二重下線部分は、犯罪被害者が勝訴判決を得ても、実際上はほとんど無意味であるという断定的な印象を読み手に与えかねないのではないかと懸念される。

勝訴判決を得ても損害回復の目的が果たせないことが通例であることを裏付ける客観的なデータに欠けることに加え、例えば、交通事故の被害者等が勝訴判決を得た場合などのように、経験的には勝訴判決を得ることによって、相応の損害回復がされることも少なくないと考えられることからすると、少なくとも、損害賠償を求める訴えが認容された場合に、このように言い切れるのかについては、経験的に疑問なしとしない。

2 「 重点課題 [5つの重点課題] 損害回復・経済的支援等への取組」（8頁）についての意見

「もとより、犯罪等による被害については、その被害が加害者の犯罪行為等によるものであることからすれば、加害者に対する損害賠償の請求により被害の回復を図ることは当然であるが、犯罪等により身体的・精神的に大きな負担を負っている犯罪被害者等にとって、更に大きな負担となったり、民事訴訟進行上様々な困難を生じたり、さらには、加害者の賠償能力が欠如していることもあり、実効的な賠償を期待できないことがむしろ多いと指摘されている。」との箇所の二重下線部分についても、1と同様の問題があり、少なくとも損害賠償を求める訴えが認容された場合に、このように言い切れるのかについては、経験的に疑問なしとしない。